

平成27年4月定例教育委員会会議

1. 日 時

平成27年4月28日(火)午後2時30分～午後4時45分

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

3. 出席委員

和田教育長、澤田委員、柴委員、阪谷委員、嘉名委員

4. 会議録署名委員

澤田委員、柴委員

5. 事務局出席者

中尾教育推進部長、西田教育推進部理事、橋本生涯学習部長、井上ふるさと交流課長、森井文化・スポーツ振興課長、森下図書館長、森本学校教育課長、小滝学校教育課参事、大久保学校教育課参事、古谷青少年育成課長、亀井子ども子育て課長、藤林教育総務課長、大谷教育総務課長補佐

6. 会議要録

開 会

和田教育長

ただいまから、平成27年4月定例教育委員会を開会します。

(1) 前回会議録の承認

和田教育長

前回会議録について、何かご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田教育長

それでは、異議はありませんので前回会議録を承認します。

(2) 署名委員の指名

和田教育長

今回の会議録の署名は、澤田委員、柴委員にお願いします。

澤田委員、柴委員
わかりました。

(3) 教育長報告

和田教育長

それでは、教育長報告に移ります。

(別紙のとおり。)

和田教育長

教育長報告について、ご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田委員長

ないようでしたら、これで教育長報告を終わります。

(4) 教育長職務代理者の指名

和田教育長

河内長野市教育委員会会議規則第2条に基づく、教育長職務代理者として澤田委員を指名いたします。

澤田委員

わかりました。

(5) 議事(要旨)

和田委員長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第16号「平成28年度使用教科用図書の選定について(諮問)」
ご説明願います。

森本学校教育課長

議案第16号「平成28年度使用教科用図書の選定について(諮問)」
ご説明いたします。

本年度は平成28年度本市立中学校で使用される教科用図書の採択を行う年度であり、「地教行法」の第21条6項にございますように教育委員会の職務権限として、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する

る法律」第13条第5項にございますように、文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書の内から、綿密な調査研究に基づき、適正に採択を行う必要がございます。

そこで、本市教育委員会が河内長野市立中学校教科用図書選定委員会に対して、使用する教科用図書の調査研究を行い、その選定に対して意見をいただくために諮問をするものであります。

「河内長野市立小学校教科用図書選定委員会及び河内長野市立中学校教科用図書選定委員会規程」は、選定委員会は本規程第2条に基づき設置されるもので、選定委員会運営要領の2に規定されている組織にしたがって、10名の選定委員についてお願いしているところです。また、選定委員会運営要領の3によって規定されている調査員については33名の教職員を任命予定しているところです。

また、「平成28年度使用教科用図書選定の観点」につきましては、別添資料に案を示してございますのでご覧ください。昨年度分も参考資料として別添資料に記載しております。

今年度、新たに変更した点は、Cの組織・配列(1)(2)につきまして、変更を加えた案としております。昨年度末に小中一貫教育を推進させるための「つながりアップ・カリキュラム」を作成致しました。

このカリキュラムについては、小学校4年生までの初期、小学校5年生から中学校1年生までの中期、中学校2年、3年の後期のつながりを意識したものになっています。また、各教科における単元のつながり意識しておりますので、そういった学習配列の適合したものとなっているかという観点の案となっております。

別添資料後半は、文科省からの通知文でございます。教科書展示会につきましては、子ども教育支援センターにございます教科書センターと市立図書館において法定展示と法定外展示を合わせて、6月10日～7月8日まで展示するとともに、各学校に対して一定期間展示する巡回展示を行いまして、市民や教員の広くから意見を聴収する予定です。

また、選定委員会につきましては、不当な圧力や、特定の勢力に左右されない静謐な環境を確保する中で、厳正に採択を行うため、非公開としております。

また、臨時教育委員会におきまして、公開による採択の議決の予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

さらに、別添資料巻末に各新聞社による教科書に係る記事を載せさせていただきますので、参考にご覧ください。

以上が「平成28年度教科用図書選定について」の概要でございます。

河内長野市立小学校教科用図書選定委員会に、別紙観点のもとに、調査研究を行い、答申される旨、諮問することにつきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料、議案第16号関係別添資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明は以上でございます。

和田教育長

補足ですが、検定基準については、例年は10年ごとに指導要領が改定されて、その改定の時に検定基準が見直されるのが通例なのですが、昨年の小学校の採択の時に、政府において数年しか経過していないにもかかわらず基準の見直しが行われ、これを受けて今回中学校も検定基準の見直しが行われることとなりました。今回の検定基準の見直しには大きな3つの柱があります。一つ目は政府の統一的な見解や確定した判例がある場合はそれを取り上げる。二つ目は学術的な通説が定まっている場合は、バランスのとれた記述にする。三つ目は教育基本法の目標に照らして重大な欠陥がある場合は、不合格にするということであります。ただし、どのようなケースが重大な欠陥であるのかの具体的な事例は示されておられません。

この基準に基づいて検定合格した教科書を委員に採択いただくということになっております。

嘉名委員

選定委員会の検定内容の公開・非公開の線引きはどのようになっていますか。例えば運営要領や調査要領、委員名簿などはいかがですか。

森本学校教育課長

静謐な環境下で選定や採択を行う必要があることから、採択が決定するまでは選定委員会の名簿等は非公開としております。運営要領やその他資料につきましては公開いたします。なお、採択後につきましては選定委員

会の名簿につきましても公開の対象となるということでございます。

嘉名委員

採択後の情報公開はどのような方法で行われますか。

森本学校教育課長

採択の結果及び答申、臨時教育委員会議の議事録につきまして、市の情報センターで閲覧が可能です。

中尾教育推進部長

臨時教育委員会議の議事録については、市のホームページにも掲載する方向で検討しております。

和田教育長

この件につきまして、他にご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田委員長

質問がないようですので、議案第16号「平成28年度使用教科用図書の選定について(諮問)」承認します。

続きまして、報告第4号「平成27年3月31日付け人事異動について」ご説明願います。

藤林教育総務課長

報告第4号「平成27年3月31日付け人事異動について」ご説明いたします。

平成27年3月31日付け人事異動につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25号第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長に代理させる旨を平成27年1月定例教育委員会会議において議決を得て、実施しましたが、その結果を報告するものです。

平成27年3月31日付け退職したのものとして5名おります。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田教育長

質問がないようですので、報告第4号「平成27年3月31日付け人事異動について」了承します。

続きまして、報告第5号「平成27年4月1日付け人事異動について」ご説明願います。

藤林教育総務課長

報告第5号「平成27年4月1日付け人事異動について」ご説明いたします。

平成27年4月1日付け人事異動につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長に代理させる旨を平成27年1月定例教育委員会会議において議決を得て、実施しましたが、その結果について報告するものでございます。

異動内容でございますが、転出が9名、内部異動が9名、転入が12名となっております。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

和田教育長

この件につきまして、他にご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田教育長

では、報告第5号「平成27年4月1日付け人事異動について」了承します。

続きまして、報告第6号「平成26年末・27年度当初教職員人事異動について」ご説明願います。

小滝学校教育課参事

報告第6号「平成26年末・27年度当初教職員人事異動について」ご説明いたします。

校長人事につきましては、6名の定年退職、5名の配置替、5名の新任校長を迎えました。また、任期付校長として1名の校長を迎えました。

教頭人事につきましては、1名の定年退職、2名の転入、2名の配置替

がありました。また、5名の新任教頭を迎えました。

次に一般教職員の人事について、首席指導教諭ですが退職が1名、新任が1名となっております。続いて指導教諭につきましては、退職は2名、配置替が1名、新任が2名です。

続きまして教諭ですが、退職が小・中合わせて18名（うち再任用者2名）初任者は小学校14名、中学校12名の合計26名を配置いたしました。転出につきましては、南河内地区外へ小・中合わせて5名、南河内地区内へは3名でした。一方、転入につきましては南河内地区外から小・中合わせて5名、南河内地区内から4名です。転入者のうち、小・中学校それぞれ1名づつが2年間のチャレンジ人事交流から戻ったものです。

続きまして、市内配置転換は小学校15名、中学校6名の合計21名でございます。

続いて養護教諭でございますが、市内2名の配置転換を行いました。退職並びに転出、転入はございません。

栄養教諭については異動はございません。

事務職員については、小学校へ1名の転入、中学校へ1名の新任配置を行いました。

市教委割愛等につきましては、新任として3名を配置しております。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料ならびに報告第6号関係別添資料のとおりでございますのでご参照ください。

報告は以上です。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

（委員より質問なし。）

和田教育長

質問がないようですので、議報告第6号「平成26年末・27年度当初教職員人事異動について」了承します。

続きまして、報告第7号「平成27年度河内長野市学校給食会事業計画及び予算について」ご説明願います。

大久保学校教育課参事

報告第7号「平成27年度河内長野市学校給食会事業計画及び予算につ

いて」ご説明いたします。説明は別冊の「報告第7号関係資料」に基づいてご説明いたします。

なお、本件は3月27日に開催されました学校給食会の理事会におきましてすでに承認がされているものであります。

平成27年度の小学校の学校給食の実施日程につきましては、各学期合計の実施日数は187日間でございます。6年生は卒業時期の関係で3月17日までの実施でございます。

米飯は月・水・木、パン食は火・金の実施となっております。

続きまして、中学校の学校給食でございます。学期合計の実施日数は184日間でございます。小学校の給食がない日は、中学校も実施しませんので小学校の給食実施日がベースとなっております。新一年生は予約の関係で5月1日からの実施、3年生は卒業式の前日の3月11日までの実施となっております。

米飯とパンの回数は小学校と同様の日程で実施しております。

続きまして、平成27年度河内長野市学校給食予算についてでございます。収入・支出予算の総額は、それぞれ246,342千円と定めてございます。

収入の内訳としましては、給食費244,247千円、補助金1,800千円、諸収入294千円、繰越金1千円でございます。諸収入は主にPTAの試食会費でございます。

収入の合計額を前年度と比較しますと、15,986千円の減額となっております。これは給食の実施人数の減少が主な理由でございます。

それから支出の部でございますが、主食の物資購入費109,328千円でございます。その内訳としましては米飯、パン、牛乳代でございます。これらは、大阪府学校給食会を通じて購入しております。

副食物資、つまりおかずの購入費でございますが、134,957千円でございます。大阪府学校給食会並びに学校給食会登録業者から購入しております。

諸支出金128千円は、献立試作材料購入費及び振込手数料等でございます。最後に予備費として1,929千円を計上しております。

平成27年度における小学校の給食実施見込人数は5,335人、中学

校は2,896人を見込んでおります。中学校における給食利用率は平成26年度は約12%でしたが、平成27年度は20%と設定いたしました。

学校給食費の額でございますが、平成26年度に値上げを実施いたしまして本年度におきましては据え置きとしております。

次に、1食あたりの購入予定価格ですが、食材費は献立や時期によってバラつきはありますので、計算上の平均金額でございます。平成26年度と比較しまして、主食の米飯が豊作の影響によって価格が下がっておりますものの、パン代は微増、牛乳は値上がりしております。副食に充当される金額はほぼ横ばい、あるいは微増となっております。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

(質問なし)

和田教育長

質問がないようですので、報告第7号「平成27年度河内長野市学校給食会事業計画及び予算について」了承します。

続きまして、報告第8号「平成27年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画並びに予算の報告について」ご説明願います。

森井文化・スポーツ振興課長

報告第8号「平成27年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画並びに予算の報告について」ご説明いたします。

本件は平成27年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画並びに予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成27年6月議会に報告するため、本定例教育委員会に報告するものでございます。

公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業につきましては、平成27年度が「河内長野市立文化会館」及び「河内長野市立市民交流センター」両施設の指定管理期間最終年度にあたり、当初に設定した「アクションプラン」を実行し、次期指定管理者に相応しいと評価を得るよう全力投球で業務に取り組みます。財団設立の平成3年以来24年間にわたって培った能力・人的ネットワークを生かすと共に、両施設を一括管理運営することによるシナジー効果をフルに発揮し、市民の多様なご要望に的確に対応し、

当財団のミッションである“河内長野市における芸術文化活動を総合的に振興すると共に、地域に根ざした生涯学習活動を支援し、市民相互交流を推進することにより、創造性豊かで活力と潤いに満ちた住みよい地域社会の形成に寄与する。”に基づき、以下のとおり本年度事業を実施します。

事業実施方針といたしまして、平成27年度の最重点実施項目は次の項目でございます。

- ・創造発信型事業をはじめとする主要事業の着実な実施
- ・財団の中長期計画策定
- ・財団スタッフ戦力アップ
- ・「河内長野市立文化会館」「河内長野市立市民交流センター」の一括管理運営を通じてのシナジー効果発揮
- ・次期指定管理者の獲得 でございます。

1.重点実施事業として、『くろまる塾』<通年>、「河内長野マイタウンオペラ」など記載の10事業を実施いたします。

2.財団運営方法の拡充として、「文化会館」と「市民交流センター」の一括管理運営の推進をはじめとする5項目を実施します。

3.市民サービスの向上を図るための、顧客サービス・営業活動の強化として施設利用者・イベント来客に対するCS(顧客満足度)向上策の推進など4項目を実施します。

4.施設活性化・利用促進では3項目を、また業務推進方法の改善では5項目を実施いたします。

地域の芸術文化の振興を図る事業(公益目的事業)でございますが、事業構成は、昨年と同じく、創造発信型事業など8事業を実施します。

事業内容といたしましては、

- 1.創造発信型事業では、「河内長野マイタウンオペラ」シリーズを中心に4事業を実施します。
- 2.市民参画型事業では、「かわちながの世界民族音楽祭」を含め4事業を実施します。
- 3.教室運営型事業では、「ラプリーホール・ミュージカルスクール」をはじめ、通年で4事業を実施します。
- 4.芸術家育成型事業では、ロビーコンサートや新人演奏会など3事業を

実施します。

5. 芸術文化普及型事業では、「カフェ・コンチェルト」からポップスコンサート、「シネマdeラブリー」など幅広いジャンルの事業を実施します。
6. アウトリーチ事業は、市内各小学校及び特別養護老人ホームを中心に、平成26年度に好評を得たプロの演奏家(声楽)(打楽器)、(オカリナ)や河内長野市文化連盟による事業をさらに推し進めます。
7. 芸術文化活動活性化支援事業では、
 - (1) 河内長野市文化連盟との協働
『第61回河内長野市文化祭』を、河内長野市文化連盟、河内長野市教育委員会に当財団を加えて3者主催事業として実施します。
 - (2) 市民による自主的な芸術文化活動支援のための共催事業
河内長野市国際交流協会事業『ヤングアメリカンズ』をはじめ4事業を主催者と財団が共催し、地域の芸術文化の振興に役立てます。
 - (3) 市民による自主的な芸術文化活動支援のための助成事業
「ラブリーホール市民芸術文化活動助成事業」(5年間の4年目)として、3事業の助成を行います。(次年度は最終年度として集約事業を企画予定)
このほか、
 - (4) 芸術系大学とのインターンシップ
 - (5) 「ラブリーニュース」や「ホームページ」を通じて、地域の芸術文化の収集及び発信事業
 - (6) 河内長野ミュージックパークネットの活用
 - (7) 地域の文化芸術活動や地域社会の健全な発展を目的とする活動の場の提供
 - (8) 各種文化事業のチケット販売
など 地域の芸術文化活動を支援します。
8. 昨年度より新たに取り組みを始めた生涯学習事業では、河内長野市第2次生涯学習推進計画の基本理念である、
 - ・市内全域が学びの場
 - ・ひとをはぐくみ つながりをひろげ ゆたかなまちをつくる

・生涯学習のまち かわちながの
を踏まえ、生涯学習をとおした市民の相互交流（まなびあい）を推進し、参加者がその学習成果を各地域での課題解決に活かしていただくことを目標とし、以下の7つの事業に取り組みます。

- (1) 大学連携講座
- (2) 大学リレー講座
- (3) 地域学講座
- (4) 学位授与式・特別講座
- (5) 高校連携講座
- (6) くるまる塾生の主体的講座参加
- (7) キックス新ホームページの活用

・地域の芸術文化の振興に資する事業（収益事業）

事業利益を公益目的事業実施費用に充当することを目的に、6の事業を実施します。

1. 「ラブリーホール及びキックス」の公益目的外利用にかかる施設の貸与
2. レストランの運営（「ラブリーホール」）
3. 友の会運営
4. 受託及びその他事業の実施
5. 「キックス」有料駐車場の運営
6. 「キックス」内のその他の組織や団体が使用する場所の管理

収支予算につきましては、

・一般正味財産増減の部

1. 経常増減の部、

(1) 経常収益

経常収益計、

平成27年度 4億9093万8千円

前年度 5億910万8千円

前年度増減 1億817万円の減でございます。

(2) 経常費用

平成27年度 4億9517万9千円

前年度 5億 940万8千円

前年度増減 1422万9千円の減でございます。

したがいまして、経常収益計、4億9093万8千円と経常費用計、4億9517万9千円の差引となり、当期経常増減額は、マイナス424万1千円でございます。

2. 経常外増減の部では、当期経常外増減額は0円でございます。

結果、税引前当期一般正味財産増減額はマイナス424万1千円でございます。

法人税、住民税及び事業税が、57000円ですので、当期一般正味財産増減額はマイナス4,298,000円となります。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料ならびに報告第8号関係別添資料のとおりでございますのでご参照ください。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

(質問なし)

和田教育長

質問がないようですので、報告第8号「平成27年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画並びに予算の報告について」了承します。

続きまして、報告第9号「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明願います。

藤林教育総務課長

報告第9号「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

規則改正の理由でございますが、平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育長は市長が任命する特別職となり、市長に属する事務を補助執行する職員となれないため、教育長を対象外とするものです。

規則の第2条の改正前のところですが、ここの「教育長及び」を削除するものです。

また、第3条については、教育委員会とは関係ないのですが、この4月1日より、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤

阪村にて公平委員会を共同設置しており、これに関しての所要の改正も併せて実施されたものです。

施行日につきましては、平成27年4月1日でございます。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

(質問なし)

和田教育長

質問がないようですので、報告第9号「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」了承します。

続きまして、報告第10号「河内長野市専決決裁規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明願います。

藤林教育総務課長

報告第10号「河内長野市専決決裁規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

規則改正の理由でございますが、平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育長は市長が任命する特別職となり、市長に属する事務を補助執行する職員となれないため、教育長を対象外とするものです。

これに伴いまして、教育委員会事務局の職員が行う補助執行の事務の専決について、これまで教育長と規定していたものを副市長とするものがございます。

改正の内容ですが、教育委員会に係るものとして、本規則中「副市長」を「教育長」に読み替えて適用すると規定している項目ですが、第15条の教育長の専決及び代決の特例を削除するものです。

また、別表第2個別専決事案中、教育総務課から図書館に関する事項については、教育長を副市長に改正するものです。

施行日につきましては、平成27年4月1日でございます。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

(質問なし)

和田教育長

質問がないようですので、報告第10号「河内長野市専決決裁規則の一部を改正する規則の制定について」了承します。

続きまして、報告第11号「河内長野市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明願います。

古谷青少年育成課長

報告第11号「河内長野市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

改正理由の1つ目といたしまして、河内長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定めております、児童一人あたりの専用面積の基準に基づき、1児童会につき「40人」としておりました、児童の定員に関する規定について、「40人以下」で定めるよう、第5条を改正したものです。

なお、各児童会の定員につきましては、別途定めることとしております。

次に2つ目の改正内容といたしまして、児童会への入会申請があった際、すでに児童会の定員を超えているために、直ちに児童の入会を許可出来ない場合、その保留についての規定がありませんでしたので、今回、入会の保留に関する定めとして、新たに「第6条の2」を追加するとともに、その旨を保護者に通知するため、様式第2号の2を追加したものです。

3つ目といたしまして、「放課後児童会入会申請書」、「様式第1号」の「別紙」、「就労証明書」につきまして、従来の様式では、児童会入会期間中において、就労中であることの明示がされていなかったため、今回様式を改正し対応したものです。

新旧対照表で申しますと、様式第1号の中段部分、就職年月日欄の変更と、その真下部分の就職期間の欄を追加するという、改正により対応いたしました。

4つ目の改正の内容といたしまして、第14条になりますが、河内長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例にお

きまして、児童会に置く指導員は、新たに「放課後児童支援員」と名称、有資格内容を定めましたことから、本規則内の名称を条例と統一したものです。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

和田教育長

放課後児童会の現在の状況はどのようになっていますか。

古谷青少年育成課長

人数は940人で29教室でございます。

和田教育長

入会を希望しながら、入会ができないという事例はないのですか。

古谷青少年育成課長

現在のところございませんが、地区によっては定員に近づいているところがあります。

柴委員

これ以上増えなければ何とかいけるという感じでしょうか。

古谷青少年育成課長

そうですね。ただ美加の台小学校区で定員上限になりつつあります。

和田教育長

今回の改正によって、入会を希望する保護者が申請しても入会できないという事態も発生するのではないですか。

古谷青少年育成課長

児童の定員を40人以下と改正いたしました。1人あたりの教室の広さの基準が1.65平方メートル以上となっているので、通常の教室ではこの基準は満たせないのですが、広い教室では40人以上でも暫定的に対応しようと考えております。

嘉名委員

規則の定員40名以下との関係はどうなりますか。

中尾教育推進部長

年度途中でのクラス増設は教室の確保や支援員の体制の問題があり、原則は、規則の規定どおり定員までということになります。また、定員を超えた場合は、入会をお待ちいただくことになります。

しかし、美加の台小学校の場合、たしか、第1児童会の教室はかなり広い面積があったと思います。このような定員を超えても一人あたり1.65平方メートルをクリアーできる教室の場合に限っては、できるだけ待機児童をださないという観点から、臨時的措置として、規則第5条のただし書きの市長が特に必要と認めたときの規定を適用することを考えており、定員40名の児童会の場合、最大で定員の一割増しの44名まで入会を認めていきたいと考えています。

和田教育長

この件につきまして、他に質問はございませんか。

(質問なし)

和田教育長

質問がないようですので、報告第11号「河内長野市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」了承します。

続きまして、報告第12号「河内長野市放課後児童健全育成事業の届出に関する細則の一部を改正する規則の制定について」ご説明願います。

古谷青少年育成課長

報告第12号、「河内長野市放課後児童健全育成事業の届出に関する細則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

社会福祉法に規定します、放課後児童健全育成事業の開始等の届出に関する様式につきましては、これまで本規則にて規定しておりましたが、子ども・子育て支援法等の関係法律の施行に伴い、児童福祉法が改正されることになり、平成27年4月1日より、当該届出の根拠が児童福祉法第34条の8第2項から第4項に規定されたことから、本規則を改正したものです。

なお、従来の社会福祉法による規定は、今回、児童福祉法により定められましたことにより、社会福祉法第74条の規定により、社会福祉法の適用除外となります。

放課後児童健全育成事業に係る届け出様式につきましても、規定の根拠

となります、法律が社会福祉法から児童福祉法に変更されており、また、従前の「事業開始・変更届」と「事業廃止届」の2様式から、「事業開始届」、「事業変更届」、「事業廃止(休止)届」の3様式に変更いたしております。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

(質問なし)

和田教育長

質問がないようですので、報告第12号「河内長野市放課後児童健全育成事業の届出に関する細則の一部を改正する規則の制定について」了承します。

続きまして、報告第13号「河内長野市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の全部改正について」ご説明願います。

亀井子ども子育て課長

報告第13号「河内長野市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の全部改正について」ご説明いたします。

平成26年12月に河内長野市立幼稚園保育料徴収条例を改正いたしました。これに伴いまして同条例第2条の規定により保育料などにつきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正の主な内容ですが、条例第2条に保育料の額、第3条に保育料の減免基準、第4条に保育料の納期、第5条に保育料の納入方法、第6条には他市町村からの入園児童に係る保育料の徴収について規定しております。

施行日は平成27年4月1日でございます。

今回の保育料の規定の方法ですが、河内長野市子ども・子育て支援法施行細則を定めております。細則におきまして1号認定の子どもの保育料を規定しておりまして、新制度の中では公立・私立・認定こども園も同一の保育料とすることを目的として、施行細則を準用するように規定したものでございます。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

柴委員

私立幼稚園児への給付金制度についてご説明願います。

亀井子ども子育て課長

私立幼稚園に通っておられる児童に対しましては、従来どおり助成金として給付を行う予定です。給付額といたしましては実質的におおむね保育料基準額に合致するようにしていきたいと考えております。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

(質問なし)

和田教育長

質問がないようですので、報告第13号「河内長野市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の全部改正について」了承します。

閉 会

和田教育長

以上で4月定例教育委員会を閉会します。

教育長報告（平成27年3月26日～平成27年4月28日） 別紙

- 3月29日（日） 親力啓発イベントに出席（キックス）
- 3月30日（月） 学校長服務措置（教育長室）
大学協議に出席（大阪教育大）
- 3月31日（火） 教職員退職・異動・新任辞令交付式を実施（教育長室）
市職員退職辞令式に出席（301会議室）
- 4月 1日（水） 新規採用職員辞令交付式に出席（501会議室）
割愛職員辞令を実施（教育長室）
部長会に出席（301会議室）
局内会議に出席（701会議室）
- 4月 2日（木） 事務局職員異動に伴う訓示を実施（802会議室）
河内長野警察署・子ども家庭センター・富田林保健所を訪問（河内長野警察ほか）
大阪府教育委員会を訪問（大阪府庁）
- 4月 3日（金） 市町村教育委員会教育長会議に出席（アウィーナ大阪）
- 4月 5日（日） 青少年指導員会総会に出席（キックス）
市子連総会に出席（キックス）
- 4月 6日（月） 市立美加の台小学校入学式に出席（美加の台小）
市立南花台中学校入学式に出席（南花台小）
- 4月 7日（火） 富田林支援学校を応接（教育長室）
市教頭会を応接（教育長室）
地区中学校校長会を応接（教育長室）
- 4月 8日（水） 府教委教職員課を応接（教育長室）
社会福祉事業団連絡協議（教育長室）
富田林支援学校小中学校入学式に参列（富田林支援学校）
- 4月 9日（木） 新学期登校青パト巡回指導に参加（長野小学校区）
校長会に出席（301会議室）
- 4月10日（金） 校長会に出席（301会議室）
- 4月13日（月） 市交通対策予防推進協議会に出席（802会議室）
- 4月13日（月） 市人権・市教研会長応接（教育長室）

- 4月14日(火) 庁議に出席(庁議室)
教頭会に出席(701会議室)
- 4月15日(水) 公民館館長会に出席(行政委員会室)
文化振興財団との調整会に出席(教育長室)
楠親睦会に出席(河内長野荘)
- 4月16日(木) 南河内地区中学校校長会に出席(富田林市民会館)
大阪府都市教育長協議会定例会・送別会・懇談会に出席(ア
ウィーナ大阪)
- 4月17日(金) 国宝等特別公開に出席(観心寺、金剛寺)
- 4月18日(土) にぎわい市を視察(長野商店街)
- 4月19日(日) 第8回市民スポーツ大会総会開会式に出席(市民体育館)
- 4月20日(月) 南河内地区人事協議会・教育長協議会に出席(南河内府民
センター)
- 4月21日(火) 市コンプライアンス推進会議に出席(301会議室)
心身障がい者父母の会総会に出席(あかみね)
三師会新年度挨拶
烏帽子城跡での発掘作業を視察(喜多町)
- 4月22日(水) 部長目標管理設定面談(教育長室)
市人権・市教研総会に出席(長野小学校)
三者懇に出席(河内長野荘)
- 4月23日(木) 近畿都市教育長協議会総会に出席(グランドプリンスホテ
ル京都)
- 4月24日(金) 近畿都市教育長協議会総会に出席(文化パルク城陽)
- 4月27日(月) 都市マスタープラン説明に出席(市長室)
市地域女性団体総会に出席(501会議室)
- 4月28日(火) 庁議に出席(庁議室)